

令和4年度税制改正

1 賃上げ税制の強化 ～最大40%の税額控除～

法人税・所得税

中小企業向け賃上げ税制(従前の中小企業の所得拡大促進税制)の強化として、税額控除の拡充と適用期限の1年延長が行われます。雇用者全体の給与総額を前年度比で2.5%以上増加した場合は給与増加額の30%を税額控除、または1.5%以上増加した場合は給与増加額の15%を税額控除できます。さらに教育訓練費を前年度比で10%以上増加させると、増加額の10%が税額控除され、最大40%の税額控除になります。

※控除額の上限は法人税額又は所得税額の20%です。

適用 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度

2 電子取引データの保存についての宥恕措置

電子帳簿保存法

令和4年1月1日以後は、電子取引情報の電子データは、電子データでの保存のみとなります(消費税については、引き続き書面による保存が可能)。しかし、電子取引データの保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、宥恕措置として、令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしてあれば差し支えないとされました(税務署への事前申請等は不要)。この宥恕措置の間に、電子データ保存への対応を終えねばなりません。

3 土地(商業地)の固定資産税の軽減

固定資産税・都市計画税

土地の固定資産税について、新型コロナで打撃を受けた事業者の税負担軽減のため、令和4年度に限り「商業地」を対象に、税額が上昇する土地について、税額上昇分を半減(5%→2.5%)する措置が講じられます。

※事業者だけでなく個人も対象です。

※都市計画税についても固定資産税の改正に伴う所要の改正が行われます。

4 中小企業者等の少額減価償却資産の即時償却の特例の延長と見直し

法人税・所得税

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、その取得価額(年間合計300万円まで)を即時償却できる特例について、適用期限が2年延長されました。

また、この即時償却できる特例について、適用対象資産から貸し付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供した資産が除外されることになりました。

※中小企業者等とは、青色申告を提出する一定の法人と個人事業主をいいます。

適用 令和6年3月31日までの取得に適用

(本稿は「令和4年度税制改正の大綱」(令和3年12月24日閣議決定)及び「令和4年度(2022年度)経済産業関係 税制改正について」(令和3年12月経済産業省)等をもとにしています。)